

第2回 インターネット上の人権侵害等 の防止に関する有識者会議

令和6年10月30日
兵庫県県民生活部総務課人権推進室

目次

1	前回の概要等	P3
2	条例案	P8
3	今後のスケジュール	P16

条例の方向性

- ▶ 条例で防止する人権侵害情報は、「誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別※その他の言動により人格権を侵害すると認められる情報」とする
※人種等の属性（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性）を理由とする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するもの
- ▶ 抑止力を高めるため、①事業者への削除要請、②発信者への行政指導等を検討
- ▶ **情報流通プラットフォーム対処法との関係**：幅広い被害者救済等の観点から、①事業者の規模を問わず、②個人だけでなく集団への侵害も対象にする

削除要請

- ▶ 削除対象は、表現の自由に配慮し、「不当な差別」を含むものに限定
- ▶ 個人への人権侵害は、当該個人からの申出に基づき県が削除要請（集団分は申出不要）
- ▶ 迅速性を重視し、削除要請は、その都度、第三者機関等に諮問等を行わず、**予め策定した運用基準に従い実施**

行政指導

- ▶ 県が削除要請しても削除されない場合、発信者に対して行政指導を行う
- ▶ 行政指導は、他府県条例並みの「説示（指導）又は助言」とする
- ▶ 被害者の意向や、事案の態様等を踏まえ、**予め策定した運用基準に従い**、行政指導の実施の**可否**を判断

○ 主な意見

① 啓発について

- (匿名であっても) 名誉毀損や悪質なデマは犯罪であり、厳罰の対象になるという啓発が重要。
- 実際に処罰された例、処罰された加害者のその後の大変さ等を示す方法も良いと思う。
- ヘイトスピーチ等の啓発ポスターについて、役所等だけではなく、通勤通学ルートなど多くの目に触れやすいところで知らせることが効果的。
- 条例を作ること自体にも啓発効果がある。

② 削除要請について

- 集団に対する名誉毀損は、まだ十分な法的枠組みがないので、行政が率先してやるべき分野。
- 個人に対する名誉毀損は、発信者情報開示から不法行為責任追及等の法的手段があるので、民民で解決を図るのが原則だと思う。
- 個人に対する誹謗中傷が多いという立法事実と、不当差別を防止するという施策とがずれている印象がある。
- 現在の情勢で、不当な差別対策を打ち出すことが得策なのか疑問。当事者の意見を聴く方が良いのではないか。
- 「(大阪市ヘイトスピーチ条例のように) 対策に特化した条例」と、「幅広い啓発等に取り組む条例」に分ける選択肢もある。
- マスコミに出るような上級公務員への誹謗中傷等については、必ずしも迅速な対応が重要ではなく、第三者委員会の設置や、要件の厳格化も考えられる。
- 件数の公表など、透明性の確保が必要と思われる。

○ 主な意見

③ 行政指導について

- 「明らかな差別や犯罪」以外の情報について行政指導することは、裁判も経ずに是非を判断する形となり、恣意的な運用がなされるリスクがある。
- 被害者の声を伝えることで止まる人もいる。その点で、指導的なことは意味があると思う。

④ 偽情報対策について

- 災害時のデマ対策として、当該情報が虚偽であることを県のホームページなどで掲載したり、削除要請をプロバイダー側にしたりできると良いと思う。
- 真実の情報にすぐにアクセスできる権限を持つ県が、確認した真実の情報を、拡散している偽情報の投稿にリンクを貼る等してデマであることを示すのは効果的だろう。

主な意見	県の考え方						
<p>個人に対する誹謗中傷が多いという立法事実と、不当差別を防止するという施策とがずれている印象がある。</p>	<p>立法事実と施策の整理 ※人権侵害情報:①～③に掲げるものに係る言動 ④その他の言動 により他人の権利を侵害する情報</p>						
		<p>立法事実(条例化を必要とする情勢)</p>	<p>求められる施策の充実強化</p>				
			<p>啓発</p>	<p>相談</p>	<p>調査</p>	<p>削除</p>	<p>指導</p>
	<p>①誹謗中傷</p>	<p>●ネット上の人権侵害が高止まりの状況 ・法務省:インターネット上の人権侵犯事件 R3:1,736件 R4:1,721件 R5:1,824件 R5内訳 プライバシー侵害542件 名誉棄損415件 識別情報適示430件 ・総務省:違法・有害情報相談センター R3:6,329件 R4:5,745件 R5:6,463件 R5内訳 誹謗中傷等58.5% プライバシー侵害56.8% ※複数回答可 ・セーフインターネット協会:誹謗中傷ホットライン R3:2,859件 R4:2,152件 R5:2,465件 ※情報流通プラットフォーム対処法:個人への誹謗中傷等への対応が改善</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>情報流通プラットフォーム対処法 施行→個人への誹謗中傷等への対応が迅速化 (対象:大規模プラットフォーム事業者)</p>		
<p>②プライバシー侵害</p>	<p>●不当な差別の深刻な実態 ・法務省人権侵犯事件 R4に識別情報適示件数が名誉棄損件数を抜く。 ・兵庫県の取組 モチカゲ事業において部落差別、ハイトスピ-チ等不当な差別に関する投稿が相当数存在(R3:1,293件 R4:1,152件 R5:955件) 県人権相談窓口に、不当な差別の当事者から、対策を求める声が寄せられている。 (R5:ネット人権侵害相談191件の内、175件が不当な差別に関するもの) ※今後、当事者団体からの意見聴取を行う予定 ※行政で対応=不当な差別に限定(法整備、表現の自由への配慮)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>※不当な差別に該当する事案は、事業者の規模を問わず、個人・集団を問わず行政対応の対象</p>			
<p>③不当な差別</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>		
<p>④その他言動 (偽・誤情報等)</p>	<p>・日本ファクトチェックセンター調査 偽・誤情報 見聞きした37.0% 見聞きした内、正しいと思った 51.5% 見聞きした内、拡散した 17.3%</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>※不当な差別に該当する事案は行政対応の対象 「違法な偽・誤情報」についてR7法整備の動き</p>			
<p>現在の情勢で、不当な差別対策を打ち出すことが得策なのか疑問。当事者の意見を聴く方が良いのではないか。</p>	<p>現在情勢で、不当な差別対策を打ち出すことが得策なのか疑問。当事者の意見を聴く方が良いのではないか。</p>						

主な意見

「（大阪市ヘイトスピーチ条例のように）対策に特化した条例」と、「幅広い啓発等に取り組む条例」に分ける選択肢もある。

一つの条例にすると、啓発は幅広く行うが削除要請は不当な差別だけが対象であるという点が理解されず、個人への誹謗中傷も削除してもらえると誤解を招くおそれがある。

マスコミに出るような上級公務員への誹謗中傷等については、必ずしも迅速な対応が重要ではなく、第三者委員会の設置や、要件の厳格化も考えられる。

件数の公表など、透明性の確保が必要と思われる。

県の考え方

県民の誤解を招かないよう、条例についてQ & A等を用いながら、正確に、わかりやすく周知・広報する必要があると考えている。

対象が上級公務員であっても、不当な差別に該当するような言動は、社会全体に対して不当な差別を助長、誘発することにつながるため、区別することなく、迅速に対応したいと考えている。

削除要請や行政指導を実施した件数や内容について、HPで公開するなどして透明性を確保することを検討する。

○ 条例の構成

項目		条例骨子
理念・目的		現状認識、ネット上の人権侵害の防止の必要性 等
対 象		人権侵害情報 等の定義
責 務		県、県民、事業者等の責務
施策	啓 発	人権侵害情報に関する各種啓発を実施すること
	相 談	人権侵害情報に関する各種相談体制を整備すること
	削除（防止措置） 要請	被害者がプロバイダ等に削除（防止措置）要請しても削除されない場合 → 県が削除要請
	行政指導	上記で県が削除（防止措置）要請しても削除されない場合 → 県が発信者に行政指導

(参考) 他府県条例の構成比較

区分	自治体	条例構成（主なもの）				
		県等の責務	教育・啓発	相談体制	削除要請	行政指導
ネット上の人権侵害に特化	大阪府	○	○	○	○	○
	群馬県	○	○	○		
総合的な人権条例	愛知県	○	○	○		
	沖縄県	○	○	○		
	三重県	○	○	○		○
	佐賀県	○	○	○	○	○

条文	備考
<p>題名 インターネット上の人権侵害の防止に関する条例</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、悪質な誹謗中傷、プライバシーを侵害する言動、部落差別やヘイトスピーチなど不当な差別的言動等がインターネットを通じて容易に拡散され、深刻な社会問題となっていることを踏まえ、インターネット上の人権侵害は許されないものであるとの認識のもと、社会全体でその防止に向けた取組を進めるため、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。</p>	<p>●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律</p> <p>第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。</p> <p>●部落差別の解消の推進に関する法律</p> <p>第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。</p> <p>●犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例</p> <p>第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、民間支援団体及び市町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等への理解の促進を図るための犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

条文

備考

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性をいう。

(2) 人権侵害情報 次に掲げるものに係る言動その他の言動により他人の権利を侵害すると認められる情報をいう。

ア ^{ひぼう}誹謗中傷

イ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

ウ 人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められるもの（以下「不当な差別」という。）

(3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。

【インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について(H16.10.22法務省人権擁護局調査救済課長通知)】

3 不当な差別的言動

特定の者に対し、その者の有する人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる場合をいう。

イは、プライバシー侵害を指す。規定の書きぶりは、以下の条文を参考にした。

●情報公開条例 第6条

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

●特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情プラ法）第2条

(1) 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

●電気通信事業法 第2条

(1) 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう

条文

備考

(県の責務)

第3条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策を実施するものとする。

●犯罪被害者等条例
(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。
2 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、人権侵害行為の防止の必要性についての理解を深め、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

●犯罪被害者等条例
(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。
2 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、人権侵害行為の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

●犯罪被害者等条例
(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。
2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等であるその従業員に必要な支援を行うよう努めるとともに、その就業に十分配慮するよう努めなければならない。
3 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

条文	備考
<p>(市町の責務)</p> <p>第6条 市町は、人権侵害行為の防止に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、国及び県が実施する人権侵害行為の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>●部落差別の解消の推進に関する法律 (教育及び啓発)</p> <p>第5条 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。</p> <p>●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>●犯罪被害者等条例 (市町の責務)</p> <p>第8条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 市町は、基本理念にのっとり、国及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(啓発等)</p> <p>第7条 県は、人権侵害行為の防止に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>●大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 (府民への啓発)</p> <p>第14条 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>

条文	備考
<p>(相談、情報の提供等)</p> <p>第8条 県は、人権侵害行為について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>●犯罪被害者等条例</p> <p>(相談、情報の提供等)</p> <p>第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。</p>
<p>(調査、情報収集等)</p> <p>第9条 県は、特定電気通信により流通する人権侵害情報を把握するための調査、情報収集その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、前項の規定による措置により把握した人権侵害情報について、必要があると認める場合は、国、市町その他関係機関に対し、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1項：モニタリング事業等を想定</p> <p>2項：法務局への通報等を想定</p>

条文

(防止措置の要請)

第10条 知事は、特定の個人（県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報（不当な差別に該当するものに限る。以下本条及び次条において同じ。）が特定電気通信により流通していることが明らかであり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、当該特定電気通信役務提供者に対し、当該人権侵害情報の送信を防止する措置（以下「防止措置」という。）の要請を行うことができる。

(指導又は助言)

第11条 知事は、前条の規定による要請を行ってもなお防止措置がとられない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該人権侵害情報を流通させないよう、必要な指導又は助言を行うことができる。

備考

●大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
(削除の要請等)

第12条 府は、インターネット上において、特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。

●特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情プラ法）
(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第22条 大規模特定電気通信役務提供者（前条第1項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者（次条において「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

●受動喫煙の防止等に関する条例

(指導及び助言)

第15条 知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

条文	備考
<p>(要請等の基準)</p> <p>第12条 知事は、第10条の規定による要請及び前条の規定による指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。</p>	
<p>(財政上の措置等)</p> <p>第13条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>●大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 (財政上の措置)</p> <p>第16条 府は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>●犯罪被害者等条例 (財政上の措置等)</p> <p>第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p>

	時 期	内 容
R 6	7月30日	第1回有識者会議（現状、課題整理等）
	10月30日	第2回有識者会議（課題整理、条例案）
	2月	第3回有識者会議（条例案、運用基準案）
R 7	5月	必要に応じて有識者会議（法律の施行状況を踏まえた修正等）

※会議の設置期間 令和6年7月1日 ~ 令和7年6月30日